

令和6年度第1回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：令和6年8月1日（木）10:00～12:00

場所：三重県勤労者福祉会館5階

職員研修センター第2教室

【出席委員（敬称略、五十音順）14名】

安部 悦子、阿保谷 季之、石田 成生、井村 正勝、鵜沼 憲晴、柿本 宏枝、
北村 香織、吉良 勇藏、坂井 治美、田邊 寿、谷 眞澄、対馬 あさみ、
番条 喜芳、山本 壽人

～開会（挨拶・自己紹介等）～

【報告事項】

- (1) 「三重県地域福祉支援計画」の改定について
- (2) 「三重県再犯防止推進計画」の改定について
- (3) 「三重県ひきこもり支援推進計画」の改定について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○田邊委員

「地域福祉支援計画」について、地域住民の理解が非常に大事になってくると思う。具体的に、今年発生した能登半島地震において、地域の見守り体制が充実していたところとそうでないところで、復興そのものにまで影響が出ている。社会福祉協議会をはじめ、地域の関係機関が取組を進めているが、大事なのは地域住民の理解と、包括的支援体制だと思う。このことは「再犯防止推進計画」、「ひきこもり支援推進計画」においても、共通することだと思う。

再犯防止に関して、罪を犯された方にはさまざまな理由があり、もちろん法において適切な判断がなされたものであるが、背景には社会的な部分での孤立や差別などが全くないとは言えないと思う。社会的理解であるとか、正しい部分を知っていただくということが大事ではないかと思う。

ひきこもり支援についても同様であり、地域社会が理解を深めていくことが大事ではないか。さまざまな事由により、ひきこもりの状態に陥られた当事者は非常に苦しんでおられるが、社会復帰を社会自体が阻害していて、きっかけが失われたり、ちょっとしたつまずきから、ひきこもり状態が長く継続しているという方もいると認識している。当事者や支援体制に限らず、それを取り巻く地域社会が理解を深めていただくことが大事なのではないかと思う。

地域共生社会の体制について、国の会議においても相談体制は一定進んだが、地

域づくりや参加支援に関してはまだまだ不十分であるという話があった。そのあたりについて深めていただけたらと思う。また地域福祉に関しては、幼少期から理解を深めていくことも非常に有効だと思う。

○事務局（梅村 地域福祉課長）

いただいた意見は非常に大事な視点だと考えており、今後の計画策定に生かしていきたいと思う。

○鶴沼委員

「三重県再犯防止推進計画」の改定に関して、現状、再犯者率は全国の値を下回っており、目標を達成しているということについて、「三重県再犯防止推進計画」のどのような点が効果的だったのか、計画の評価として確認されていることがあれば、教えていただきたい。

○事務局（梅村 地域福祉課長）

直接的に効果が出ているかという検証はできていない。各施策で総合的に誰ひとり取り残さない、孤立させない施策を推進してきた結果だと思う。今後、検証した上で計画を策定していきたいと思う。

○鶴沼委員

目標を達成できたというところ、何が影響を及ぼしたのかということをも要因分析して積極的に維持発展させていきたいと思う。

○事務局（梅村 地域福祉課長）

目標数は達成しているが、再犯率は依然として高いと考えているため、検証等を行い、取り組んでいきたいと思う。

○井村委員長

再犯防止は大事だと思うが、犯罪をした方の就職について、職業を身につけると同時に資格も身に付けてあげることができれば、より再犯率が下がるのではないかな。

○事務局（梅村 地域福祉課長）

ご指摘のとおり、無職の方の再犯率は非常に高く、就労の確保の取組を進めており、国の矯正施設である刑務所でも、一定の資格を取得するプログラムを実施いただいているが、すべてのニーズを網羅できているものではないと理解している。

就職先についても、更生された方を受け入れていただける協力雇用主や、日本財団の職親プロジェクトでも積極的に雇用を進めていただいているが、偏見等もあると思っており、まだまだ十分ではないと感じている。

○井村委員長

プログラマー等は対人関係が比較的多くない場所であり、犯罪をした方にとっても、居やすい職場ではないかと思う。1人で動ける場所を中心に職業訓練をしていただければありがたいと感じる。

(4)「三重県子ども条例」の改正および「三重県こども計画(仮称)」の策定について

(5)「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の改定について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○対馬委員

資料5のP. 24の(2)①、子どもの権利を守ることを正面から捉えるについて、漠然としているので具体的に教えていただきたい。同じく③について、どの場所で誰がやるのかという想定はできているのかをお伺いしたい。

○事務局(竹内 少子化対策課長)

現行の子ども条例において、子どもの権利を尊重するという視点は入っているものの、守るということまで配慮した形になっていない。今回の改正では、子どもの権利を守るということを条例に入れるであるとか、子どもの権利について定める規定を設ける等の対応が考えられる。内容を具体的にするため、資料P. 25の(3)、子どもの安全・安心の確保のところで具体的な施策に取り組むことを記載している。

子どもの意見表明については、現行の子ども条例にある意見表明の支援を引き続き進めるだけでなく、さらに強化していくという視点を踏まえ、検討している。具体的な中身の検討までは至っていないが、意見表明するためには支援が必要だという方向性で検討している。

○対馬委員

P. 24の③について、日頃現場で子どもたちと接していて、必要な情報は本当に届いていないと感じる。桑名市では昨年の11月から子どもの権利条例の策定に着手しており、今年11月頃に策定される予定になっているが、子どもたちも、子ども福祉を学んでいる大学生たちもこのことを知らない状況である。

また、子どもたちの生活する環境はほとんどが学校と家であると感じる。「地域が」とよく言われるが、コロナ禍などがあつた中で、地域ということがピンとこない。子どもの権利は、学校と保護者によく知ってもらわないと子どもたちには伝わらないのではという意見もある。子どもにとって地域とは何かという視点を持って、条例を策定していただけたらと思う。

子どもの貧困対策計画について、当事者とは誰で、どのようにヒアリングを行うのか。また、ヒアリング対象者は当事者とつながっている方であるか心配に思う。

当事者には支援の情報も伝わらない状況がある。また、周囲の理解がないために、甘えてはいけないだとか、人に知られてはいけないという気持ちが生まれ、周囲に打ち明けることができない場合もある。つながりづくりや、当事者の現状を聞くことができる人材をつくる必要があると思う。

P. 27、子どもの居場所数が増加したことについてはとても喜ばしいことであるが、多くの子ども食堂では、月1回や、多くとも週1回程度であり、それが生活支援になるのかという点に関しては疑問である。生活支援とするならば、自治体で各小学校区に子どもたちが自分の足で行ける児童館を設置するなど、行政でやるべきことが先であると思う。民間のボランティア団体に補助金や助成金をつけて、活動してもらうことが生活の支援ではないと思うので、行政の責任でもって子どもの居場所を確保していただきたい。

○事務局（竹内 少子化対策課長）

民間団体へ過度に負担をかけることなく、行政がやるべきことや、市町にお願いしなければいけないこともたくさんある。第二期の計画でもさまざまな取組が構成されているので、第三期に向けては、状況の変化を踏まえ、公的にはどういうところに力を入れていくべきかというところも含めて、中身を検討していきたいと思う。

○井村委員長

こども会議を開催されることはとても有効であると思うが、教育委員会と一緒に実施していただくことはできないか。小学校を選び、こども会議を実施し、会議に参加した子どもたちから、全体に教えていくということが教育委員会と協力してできるといいと思う。

○事務局（竹内 少子化対策課長）

こども会議については、小学生から大学生までのグループで募集し、学校や子どもの居場所等さまざまな単位で申し込みをいただいた。特に興味のある方からの応募を受けて行っている。

合計で17団体から応募があり、すべての団体で実施している。さまざまなチャンネルで、活動していただいている形になっており、やってみたいという子どもたちのところに、お話を聞きに行くというところで、教育委員会にもご協力いただいている。取組が広がっていくと、さらに教育委員会にお願いしなければならないところもあると思うので、今後どのように実施していくのかということを含めて、進めていきたいと考えている。

○安部委員

こども会議にはどのような方が関わり、どのように運営しているかを教えていただきたい。

○事務局（竹内 少子化対策課長）

こども会議という組織がある訳ではなく、特定の日に集まっていただき、権利について勉強してもらった上で、日頃どう思っているかを教えていただくような会議を各団体でそれぞれ2回開催している。

○安部委員

テーマによって、有識者など、運営側に大人は入っているのか。

○事務局（竹内 少子化対策課長）

子どもの率直な意見を聴くという趣旨のもと、大人は極限まで減らし、子どもが意見を言いやすいようサポートする役割を1人置いている。基本的には子どもが普段思っていることを言いやすいよう実施している。

（6）「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について

（7）「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の改定について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○谷委員

P. 35の次期「健やか親子いきいきプランみえ」について、「第8次三重県医療計画」と合わせて、計画の終期を令和11年度までにすることについて、賛成である。

三重県では現在、待機児童は解消されているか。状況を教えていただきたい。

○事務局（世古 子どもの育ち支援課長）

次期「健やか親子いきいきプランみえ」については、医療保健部と協議し、そのような方向で考えている。

待機児童数について、0を目標に掲げているが、保育所、学童保育どちらも0にはなっていない状況。保育所では、令和6年4月1日現在県内で108人の待機児童が発生しており、主に低年齢児である0歳から2歳ぐらいの子どもが多くなっている。理由としては、県内の保育士不足が解決できていないことにある。学童保育についても、0にはなっていない。高学年まで受け入れが可能な学童もあれば、3年生までという学童もあり、運用は市町によってさまざまである。

最近では学童保育の民営化も進んでおり、公営より利用料は高いが、民営の学童保育を利用する家庭も増えている。新しい建物を作るのではなく、学校の空き教室を活用する等のご意見もいただいている。市町とも情報共有を図り、待機児童数0に向けて取組を進めていきたいと思う。

○対馬委員

学童保育の数が足りないことはもちろんだが、学童保育は利用料が減免になら

ないため、入れられないという家庭もある。災害時や猛暑のなか、子どもたちの安全はどのように守られるのか、とても危惧している。新しく作らなくても、夏休み期間における学校施設の開放等できることはあると思う。

P. 34 の育てにくさを感じる親に寄り添う支援について、育てにくさを感じる子どもがいる親なのか、それとも生い立ち等の環境によって、親自身が子どもを養育することが困難と感じるということなのか教えていただきたい。

日常の育児について相談相手のいる親の割合が 99.3%とほぼ皆さん相談相手がいるというところが、私の体感とは乖離している。実際の調査方法を教えていただきたい。

○事務局（世古 子どもの育ち支援課長）

育てにくさを感じる親に寄り添う支援については、子どもの発達の問題という部分があるが、親自身についてということも含まれていると思っている。

日常の育児において相談相手のいる親の割合については、母親への健診の際にアンケート等で調査した数字を集計している。

学童保育については、県ではひとり親家庭に対して、市町を通じて利用料の補助を行っている。

さらに、昨年度から始まった、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、市町において夏休みだけの学童保育をシルバー人材センターの方に来ていただき実施していただいている。市町と情報交換を行いながら対応を進めていきたいと思う。

○対馬委員

親の送迎が必要な場所にしかそういった場がないということもあるので、小学校区内にそういった場がたくさんあるといいと思う。

（8）「子どもを虐待から守る条例」の改正について

（9）「三重県社会的養育推進計画」の改定について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○谷委員

P. 37 について、児童虐待相談対応件数が全国的に増え、令和 4 年度が過去最多となっているが、相談体制が良くなってきていることによる増加なのか、社会情勢等により児童虐待の件数が増えているのか、どのように考えているか教えていただきたい。

○事務局（近 児童相談支援課長）

相談対応件数の増加については一つの要因によるものではないと思っている。相談体制、機能が充実してきた結果とも捉えられるし、虐待に関する関心の高まり

も一つの要因であると思う。一番心配されることは、虐待が潜在化することだと思っている。相談対応件数の増加がいいことだとは思わないが、増加する件数に対してしっかりと対応できる体制を整えていくことが必要だと考えている。

○谷委員

A3資料ステージⅢ①主な課題の中で、虐待リスクが高まる情報を得ても、危機意識を欠き家庭訪問等を行わなかったとあるが、人員不足や、対応する時間がないなど、家庭訪問を行うことができなかった理由があったのではないかと思う。そうであれば、人員を増やす等の対策が考えられるがどうか。

○事務局（近 児童相談支援課長）

今回の事例では、虐待通告を経て、保育所に通わせるなかで徐々に遠ざかっていったという変化もあり、周囲や関係機関が子どもの安全を見守る体制が薄くなっていった状況下において、なお子どもの安全確認について、きょうだいの在籍期間等の情報をもとに大丈夫だろうと判断していたのではないかという議論があり、このような指摘をいただいた。

安全確認、目視確認に向けた動きがなかなかとられなかった。期間が長くなり、子どもの様子を確認しなければいけないとなった矢先に、この事例が発生したという経緯があるので、状況変化に応じたりリスク再評価や、一時保護の機会を逃さないリスク再評価について現在、再発防止策として取組を進めているところである。

○谷委員

人員不足の問題もあると思うが、関わっている人の数を増やす等、対策はされているか。

○事務局（近 児童相談支援課長）

ステージⅢの再発防止策②において、児童相談体制の組織・人員強化として、児童相談センターの業務機能を本庁に一元化し、本庁で実施する政策部門と、児童相談の現場である児童相談所を直結し、政策がうまく現場で展開できる体制に切り換えるとともに、それに伴い、児童相談所や本庁に20人の定数を増員している。

○田邊委員

P.43の計画の基本的方向⑥について、必要な人材確保や人材養成を行うということは簡単なことではないと思うので、丁寧に検討をお願いしたいと思う。

また、具体的取組の4の施設の小規模化、地域分散化についても、人材確保など、実現に向けて丁寧に検討をお願いしたい。

○事務局（近 児童相談支援課長）

施設の小規模化かつ地域分散化については、人的体制を分散するということになる。一つのグループホームに対する職員配置基準2.5人に加え、県では、1人分

加配の職員を置く制度となっている。施設においても、経験年数の浅い職員が増えているという事情もあるため、人材養成という観点からしっかりと支援していきたいと考えている。

○対馬委員

P. 43 具体的取組の8、一時保護改革に向けた取組の一時保護委託が可能な里親の確保等、受け皿の拡大について、現状として、子どもたちの行き先の選択肢がとて少ないと感じている。選択肢としては、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームがあるが、ファミリーホーム、自立援助ホームの数自体とて少ない。子どもたちが安心して暮らせる、育つことができる場所が必要であると思う。

今後どのように子どもたちの選択肢を増やしていくのか、これからの展開の予定などはあるか。

○事務局（近 児童相談支援課長）

計画全体に関わることであり、数値目標だけを追うわけではないが、国でも、特に里親家庭あるいはファミリーホーム家庭での養育を優先的に進めることが推奨されている。里親については幅広く、周知啓発を含めてリクルートを進めており、年間では15～20組程度増加するなど、順調に推移している。

子どもの意見表明支援措置についても、児童福祉法の改正の中で義務化されたので、一時保護時や施設あるいは里親に措置をする際には、子どもに情報を提供した上で、意見を聴き取る対応が始まっている。これは子どもの権利擁護の部分でもあるので、取組を進めていきたいと考えている。

○対馬委員

家庭の中で虐待等により傷ついた子どもが、自分たちの知らない家庭に入るとは、しんどいと感じる子どももいると思う。里親を増やしていくことと併せて、P. 43 の4、施設の小規模かつ地域分散化を進めていただき、子どもたちが望むところに行けるよう選択肢を増やしていただきたいと思う。

○井村委員長

参考資料のステージⅡ③について、AIやチャットGPTの活用はとても参考になり、職員が動きやすくなるのではないかと思う。

是非、AIを活用していただくといいと思うが、いかがか。

○事務局（近 児童相談支援課長）

AIについては、技術革新の途上であり、チャットGPTの機能はまだ搭載していない。

子どものリスクを判断する際に使用するリスクアセスメントシートの16項目について、過去の類似事例と突合したときに平均的にどのような対応をしていたか

ということが、A Iの回答として返ってくる機能がある。

その最たるものが過去の一時保護率であるが、A Iの回答に縛られて、判断を誤るといことがあってはいけないので、A Iの回答はあくまで参考として、その他の情報も総合的に勘案した上で、児童相談所内で組織的に判断していく。その判断力の向上のための研修を重ねて、対応力をアップさせていくということが必要だと考えている。

○井村委員長

慎重過ぎではないかと感じる。この場合は動くことが先決で、現場に行き、子どもがどうなるかを第一に考えて見る、動くことが必要ではないかと思う。そこを慎重にしすぎると手遅れになってしまうというケースも発生してしまうので、判断の助けにA Iを利用することは、効果的であると思う。

○事務局（近 児童相談支援課長）

A Iもこれからさまざまな技術、機能が出てくると思う。また、全国的にもA Iの活用を導入しており、国の方も活用を進めているので、動向を注視しながら、三重県としての活用について、しっかり考えていきたいと思う。

(10)「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について

(11)「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○坂井委員

P. 45 の表の一番上、三重県母子・父子福祉センターに求職者登録した人の就業率という部分で、一般的なハローワークでは登録した企業と求職者とのマッチングになると思うが、母子・父子福祉センターでの企業と求職者とのマッチングの仕組みについて教えていただきたい。

現状値が 35.7%と低いところが気になった。ひとり親の方は一般的な労働条件では働きにくいなど、現状値が低い理由を教えていただきたい。

○事務局（西崎 次長兼児童虐待対策総括監）

企業が直接、母子・父子福祉センターに登録するのではなく、求職されている方が母子・父子福祉センターに相談をした上で、相談員等がハローワーク等につないで、マッチングをしているというのが中心である。

マッチング率の現状値については、育児中のひとり親の方が働くことができる時間帯や希望する職種等に細かい希望があり、なかなかマッチングできるような企業が少ないという課題がある。

○坂井委員

母子・父子福祉センターに求職者登録されている方の男性と女性の割合はどうか。

○事務局（西崎 次長兼児童虐待対策総括監）

「母子・父子」福祉センターとはなっているが、センターの相談支援等、利用される方の9割は、母子家庭の方である。

○対馬委員

P. 45 の数値目標について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数がとても少ない。現状値が低く、目標値も低いことについて何か理由があるのか。

○事務局（平谷 家庭福祉・施設整備課長）

ひとり親家庭学習支援ボランティアの他に、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を実施しており、支援対象者が重なるところもあると考えており、このことがひとり親家庭の学習支援ボランティアとしては数値が伸び悩んだ原因ではないかと思う。

ひとり親家庭と生活困窮家庭を合計した実施市町数は、令和5年度において26市町となっている。

～閉会～